

2020年版 アイソトープ法令集Ⅰ－放射性同位元素等規制法関係法令－

正誤表

(対象：1刷◇ 2020年8月現在)

対象箇所	法令・告示名	見出し・条・項	誤	正
134頁 左段 下から12行目	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 (昭和35年総理府令第56号)	(電磁的記録媒体による手続) 第42条 第2項	<u>電子的</u> 記録媒体等	<u>電磁的</u> 記録媒体等
152頁 記入欄上から4番目 (“住所”欄の下)	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 (昭和35年総理府令第56号)	別記様式第4 (第5条関係) 「表示付認証機器使用・使用変更届」	法第3条の <u>2</u> 第1項の届出をした年月日(注3)	法第3条の <u>3</u> 第1項の届出をした年月日(注3)
250頁 申請書名 上から9行目	登録認証機関等に関する規則 (平成17年文部科学省令第37号)	別記様式第2 (第3条、第17条…第123条関係) 「登録……機関登録更新申請書」	登録 <u>定期講習</u> 機関登録更新申請書	削除
251頁 変更届名 上から9行目	登録認証機関等に関する規則 (平成17年文部科学省令第37号)	別記様式第4 (第6条、第20条…第125条関係) 「登録……機関登録事項変更届」	登録 <u>定期講習</u> 機関登録事項変更届	削除
273頁 右段 下から8行目	放射線を放出する同位元素の数量等を定める件 (平成12年10月23日科学技術庁告示第5号)	(使用の場所の変更の都度許可を要しない数量等) 第3条 第1項	これらの数量に制限 <u>のないもの</u> にあっては、	これらの数量に制限 <u>がない場合</u> にあっては、

以上